

令和 6 管理年度（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）まさば及びごまさば太平洋系群
T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）令和 6 年 4 月
水 産 庁

1 T A C（案）

(1) 設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② それぞれの資源について、令和 2 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-15 に定められた漁獲シナリオに基づいて A B C（生物学的許容漁獲量）を算出する。
- ③ R 5 管理年度までは、算定された各資源の A B C の合計値の全量を日本 E E Z 内分として、T A C を設定してきたところ。
- ④ 今月開催された北太平洋漁業委員会（N P F C）第 8 回年次会合では、近年、マサバの漁獲が大幅に減少する中で、暫定的な措置として、公海におけるマサバの漁獲量を 10 万トンに制限する措置が新たに合意されたところである。
他方で、
(ア) 今回設定された漁獲上限は、N P F C としての資源評価結果を得るまでの暫定的な措置として、公海での漁獲を一定以下に抑えることを目的として導入されたものであり、また、
(イ) N P F C では、現在、マサバの資源評価の作業中であり、今回の漁獲上限も、科学的な資源評価をもとに設定されたものではない。
- ⑤ 以上の点を踏まえれば、両資源の主要な産卵場及び分布域を有する我が国として、
(ア) N P F C において、適切な資源評価に基づいて、我が国の資源管理措置と一貫性のある措置が導入されるよう、引き続き求めていくこととし、
(イ) それまでの間は、これまでの T A C 設定の考え方を踏襲し、まさば及びごまさば太平洋系群の各資源の A B C の合計値を T A C とする。

(2) 資源管理基本方針別紙 2-15 の漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 12 年に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に安全係数（ $\beta : 0.9$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記①の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

(3) 令和6管理年度(令和6年7月～令和7年6月)のTAC(案)

特定水産資源	TAC
まさば及びごまさば太平洋系群	353,000トン

(参考1) 令和2年に開催された資源管理方針に関する検討会取りまとめ結果

1 まさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：1,545千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：562千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量)
- ③ 禁漁水準値：67千トン(最大持続生産量の10パーセントを達成する親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数(β):0.9
- ⑤ その他：日本EEZ内分は全量とする。

2 ごまさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：158千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：50千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成する親魚量)
 ※2021年の親魚量(42千トン)が限界管理基準値を下回ったことが判明したため、2年以内に資源再建計画を定める必要がある。
- ③ 禁漁水準値：6千トン(最大持続生産量の10パーセントを達成する親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる安全係数(β):0.9
- ⑤ その他：日本EEZ内分は全量とする。

(参考2) まさば及びごまさば太平洋系群TACの推移

単位：万トン

系群	R6年 (案)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)
まさば及びごまさば太平洋系群	35.3	51.0	50.9	59.6	50.1

(参考3) まさば及びごまさば太平洋系群の漁獲実績

単位：万トン

系群	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)	R1年 (2019年)	H30年 (2018年)
まさば及びごまさば太平洋系群	13.7	28.1	29.5	29.1	48.7 (※)

※H30年以前は太平洋、日本海の合計

2 配分（案）

- (1) R6管理年度より、以下の点を踏まえ、新たな大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を設定する。
 - 沖合底びき網漁業については、漁業法に基づくTAC管理が開始された令和3管理年度以降、本資源のTAC報告が行われている。
 - 当該TAC報告データによると、一定量の漁獲実績があることから、TAC管理の適切な実施の観点から、同漁業種類に係る新たな大臣管理区分「まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業」を設定し、同管理区分について配分量を明示することとする。
- (2) TACの20パーセントを国の留保とする。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (3) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する
- (4) 配分量（案）は別紙のとおり。
- (5) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て（IQ）による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。
- (6) なお、近年の海洋環境の変化等を踏まえ、TACの配分に係る基準年が更新される予定の令和9管理年度に向けて、実際の漁獲状況も踏まえつつ、TACの配分方法について関係者とともに検討を行う。

令和6管理年度まさば及びごまさば太平洋系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	353,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	107,000 (120,400)
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	28,300
沖合底びき網漁業	17,700

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	26,800	青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県については、現行水準とする。
岩手県	18,000	
三重県	25,000	
和歌山県	4,000	
宮崎県	13,000	

留保(トン)	70,600 (57,200)
--------	--------------------

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字